

●基幹型認知症疾患医療センター (長崎大学病院内)

日本老年精神医学会の「こころと認知症を診断できる病院&施設」に認定されており、認知症の専門医や相談員がいます。

☎095-819-7975

【相談日】月～金曜日(9:00～17:00)
(年末年始・祝日を除く)

●若年性認知症コールセンター

厚生労働省の委託を受け、若年性認知症に関する様々な相談に対して、専門の教育を受けた相談員が対応します。

☎0800-100-2707(フリーコール)

【相談日】月～土曜日(10:00～15:00)
(年末年始・祝日を除く)

●地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らしていくための総合的な生活支援の窓口です。医療・福祉・介護のコーディネーター役として「認知症地域支援推進員」も配置されています。

お住まいの市町の
介護保険担当課にご確認ください。

●市町社会福祉協議会

社会福祉協議会は、日常生活上で抱える様々な悩みごと、心配ごと、困りごと等の相談に応じています。また、日常生活自立支援事業や生活福祉資金等貸付制度の利用の際の相談・申込の窓口にもなっています。

お住まいの市町の
社会福祉協議会にご確認ください。

●認知症のひとと家族の会 長崎県支部

介護経験を持つ会員が、同じ立場で電話での相談を受けます。認知症(若年性を含む)の本人や家族の精神的な支援や当事者同士の情報共有などの活動を行っています。

☎095-842-3590

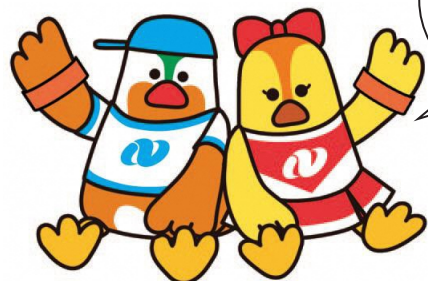
【相談日】毎週火曜日・金曜日(10:00～16:00)
(年末年始・祝日を除く)

●長崎県認知症サポートセンター (長崎県すこやか長寿財団内)

「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、電話や来所での相談に応じるとともに、関係機関との連携を図ります。また、本人や家族を中心とした“集い”を定期的に開催しています。

☎095-847-0473

【相談日】月～金曜日(10:00～15:00)
(年末年始・祝日を除く)



相談先に迷ったら
“長崎県認知症サポートセンター”まで
☎095-847-0473



長崎県福祉保健部長寿社会課
☎095-895-2434

(発行)長崎県認知症サポートセンター
(長崎県すこやか長寿財団内)

※このリーフレットは認知症介護研究・研修大府センターのリーフレットなどを参考にして作成しています。また、このリーフレットの詳細版にあたる「若年性認知症支援ハンドブック」は長崎県のホームページからダウンロードができます。

ご存知ですか？

若年性認知症のこと

～働き盛りの世代で認知症になる人もいます～



若年性認知症とは・・・

認知症は一般的には高齢者に多い病気ですが、**65歳未満**で発症した場合、「若年性認知症」といいます。

発症初期には「もの忘れ」が目立たない場合もあり、うつや体調不良と間違われやすい症状があることから、早期の診断と治療が大切です。現役世代での認知症発症のため、仕事ができなくなると家庭的にも社会的にも大きな影響があります。

長崎県

このようなサインは、認知症の可能性があります

職場での変化

- ☐ 作業に手間取ったりミスが目立つようになる
- ☐ 仕事の仲間や取引先の相手の名前が思い出せなくなる
- ☐ 指示されたことが理解できなくなる
- ☐ 段取りが悪くなり、優先順位が分からなくなる
- ☐ 約束を忘れてしまう
- ☐ 忘れ物が増えてくる など



生活の変化

- ☐ 財布や鍵をどこに置いたかわからなくなる
- ☐ お金の計算や漢字の読み方がわからなくなる
- ☐ 車の運転が適切にできなくなる
- ☐ 知っているはずの場所や道に迷ってしまうことがある
- ☐ 身だしなみに無頓着になる など



早期診断・早期治療が大切です

■治療により改善する場合があります

- ・正常圧水頭症や硬膜下血腫、甲状腺疾患によるものなど、早期の治療により症状が改善する場合があります。

■進行を遅らせる治療ができます

- ・早期の治療やリハビリ、生活習慣の改善によって進行を遅らせることができます。また、家族の介護負担を減らすこともできます。



■初診日が重要です

- ・初診日から6ヶ月が経過すると、精神障害者保健福祉手帳の申請ができます。
- ・初診日から1年6ヶ月が経過すると、障害年金の申請ができます。
- ・障害厚生年金を受給するには在職中の受診が必要です。

■今後の生活の設計を立てることができます

- ・初期の段階であれば、本人が病気を理解し家族などと相談することによって、その後の生活に備えることができます。

今の職場でできるだけ長く働きたい。

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも仕事を辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、職場の理解を得ましょう。

■配置転換してもらい、本人に合った仕事をする。

上司や人事担当者、産業医と話し合う。
産業保健総合支援センターに相談する。

■ジョブコーチに入ってもらい、本人の状況に応じたサポートを受ける。

ジョブコーチの派遣を障害者職業センターに相談する。

■障害者雇用制度の利用を視野に「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」を取得する。

市町の障害福祉担当課に相談する。

退職したけれど、まだ働きたい。

働くことで、やりがいや生きがいを見つけることができます。

■障害者就労支援

公共職業安定所(ハローワーク)
障害者就業・生活支援センター

■障害福祉サービスによる就労支援

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援A型・B型事業所など

市町の障害福祉担当課



経済的な支援制度や介護・福祉サービスを利用したい。

■医療費の減免・自立支援医療、高額医療・高額介護合算療養費制度

市町の障害福祉担当課、
医療保険・介護保険担当課

■傷病手当金

全国健康保険協会、職場の人事部等

■雇用保険の失業給付

公共職業安定所(ハローワーク)

■障害年金

市町の国民年金担当課、
年金事務所、各共済組合

■子どもの就学支援

在学中の学校、市町の社会福祉協議会
(生活福祉資金)

■住宅ローンの返済

ローン契約金融機関

■生命保険の支払い

ご加入の保険会社

■金銭管理や福祉サービスの利用援助

市町の社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)

■成年後見制度の利用

市町の介護保険担当課、地域包括支援センター

■介護保険サービス

(40歳以上で認知症と診断されると申請できます。)

市町の介護保険担当課

■障害福祉サービス

(40歳までの人が利用できます。40歳以上の認知症の人でも介護保険制度にないサービスを利用できます。)

市町の障害福祉担当課

今後の本人や家族の生活を支援するために、利用できる制度やサービスを活用しましょう。

当事者や家族同士で交流したい。

■本人や家族の交流の場、認知症カフェ など

長崎県認知症サポートセンター、認知症の人と家族の会長崎県支部
市町の介護保険担当課、地域包括支援センター

本人や家族同士で話したり、情報交換することで、お互いの気持ちを分かり合え、安心できる場所があります。

